

○古物営業法の事務取扱いに関する訓令

平成20年7月23日

本部訓令第13号

古物営業法の事務取扱いに関する訓令を次のように定める。

古物営業法の事務取扱いに関する訓令

古物営業法の事務取扱いに関する訓令（平成7年徳島県警察本部訓令第31号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 古物営業の許可等

第1節 古物商及び古物市場主（第3条—第17条）

第2節 古物競りあっせん業者（第18条・第19条）

第3章 古物商及び古物市場主の遵守事項等（第20条—第21条）

第4章 古物競りあっせん業者の遵守事項等（第22条—第24条）

第5章 盗品売買等防止団体（第25条—第27条）

第6章 監督（第28条—第33条の2）

第7章 雑則（第34条—第37条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）、古物営業法施行令（平成7年政令第326号）、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号。以下「規則」という。）及び行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成7年国家公安委員会告示第7号。以下「規程」という。）の規定に基づく古物営業に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（基本的事務の取扱い）

第2条 この訓令に定めるもののほか、古物営業に関する事務の処理に係る基本的な取扱いについては、別に定める基本処理要領によるものとする。

第2章 古物営業の許可等

第1節 古物商及び古物市場主

（許可）

第3条 署長は、規則第1条の3第1項に規定する古物商・古物市場主許可申請書（以下「許可申請書」という。）の提出を受けたときは、速やかに当該許可申請書及び添付書類（以下「許可申請書等」という。）のそれぞれの写しを許可事務指導室長へ送付するものとする。

2 許可事務指導室長は、前項の書類の写しの送付を受けたときは、速やかに古物営業許可申請調査書（別記様式第1号）により必要な調査を実施し、その結果に基づき古物商又は古物市場主（以下「古物商等」という。）に係る法第3条の許可（以下単に「許可」という。）の審査を行うものとする。

3 許可事務指導室長は、前項の審査の結果、許可申請書を提出した者（以下この条及び第5条において「申請者」という。）が法第4条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可するものとする。

4 許可事務指導室長は、許可をしたときは、規則第3条に規定する古物商許可証又は古物市場主許可証（以下「許可証」と総称する。）を作成し、当該許可申請書の提出を受けた署長を経由して速やかに申請者に交付するものとする。

（閲覧等に係る古物商の情報の提供等）

第4条 許可事務指導室長は、許可をした場合において、当該許可がホームページ利用取引（法第5条第1項第6号に規定する方法を用いる営業をいう。以下同じ。）を行う古物商に係るものであるときは、法第8条の2第1項各号に掲げる事項を公安委員会のホームページに掲載するものとする。

（不許可）

第5条 許可事務指導室長は、第3条第2項の審査の結果、申請者が法第4条各号のいずれかに該当すると認めるときは、古物商等不許可上申書（別記様式第2号）に、当該審査を行った書類を添えて、本部長に不許可に係る上申をしなければならない。

2 許可事務指導室長は、公安委員会が許可をしないときは不許可通知書（別記様式第3号）を作成し、当該許可申請書の提出を受けた署長を経由して速やかに申請者に通知するものとする。

3 前項の場合において、署長は不許可通知書を交付するときは、申請者から受領書（別記様式第4号）を徴するものとする。

（許可申請書の送付）

第6条 許可事務指導室長は、許可をした場合において、古物商等が県内の他の署の管轄区域に営業所又は古物市場（以下「営業所等」という。）を有しているときは、当該営業所

等の所在地を管轄する署の長（以下「営業所等管轄署長」という。）に許可申請書等の写しを送付するものとする。

（警察共通基盤システムによる古物営業管理業務への登録）

第7条 許可事務指導室長は、許可をしたときは、速やかに当該許可申請書に係る記載事項について、警察共通基盤システムによる古物営業管理業務へ登録し、管理するものとする。

2 前項の規定は、古物商等に係る許可に関する変更等があったときの登録について準用する。

（許可証の再交付）

第8条 署長は、規則第4条第1項に規定する再交付申請書の提出を受けた場合は、速やかに許可証の再交付を申請する理由の確認に係る調査を実施の上、再交付することが適当であると認めるときは、新たな許可証を作成して当該再交付申請書を提出した者に交付するものとする。

2 署長は、前項の再交付をしたときは、同項の再交付申請書、調査の実施結果（調査を実施した場合に限る。）その他関係書類のそれぞれの写しを許可事務指導室長に送付するものとする。

（変更の届出）

第9条 署長は、規則第5条第3項及び第6項の規定により規則第5条第2項に規定する変更届出書（以下単に「変更届出書」という。）の提出を受けたときは、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める調査又は確認をするものとする。

(1) 法第5条第1項第1号、第4号及び第7号に掲げる事項の変更 古物商等変更事項調査書（別記様式第9号。以下この条において「調査書」という。）による当該事項の変更に係る調査

(2) 法第5条第1項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる事項の変更 当該事項の変更に係る確認及び当該確認に係る調査（署長が必要と認める場合に限る。）

2 署長は、前項の調査又は確認の結果に基づき必要な審査を行い、変更届出書に当該調査又は確認に係る書類（同項第1号の調査にあつては調査書、同項第2号の確認にあつては当該確認に係る調査結果（調査を実施した場合に限る。））その他関係書類のそれぞれの写しを許可事務指導室長に送付するものとする。

3 署長は、変更届出書を提出した古物商等が県内の他の署の管轄区域に営業所等を有しているときは、当該営業所等管轄署長に当該変更届出書及びその添付書類、前項の調査又は確認に係る書類その他関係書類のそれぞれの写しを送付するものとする。

第10条及び第11条 削除

(許可証の書換え)

第12条 署長は、規則第5条第9項に規定する書換申請書及び書き換える許可証の提出を受けたときは、速やかに許可証の書換え事項を確認するとともに、必要と認めるときは、当該書換え事項の確認に係る調査を実施の上、適当と認めるときはその書換えを行い、当該申請書を提出した者に交付するものとする。

- 2 署長は、前項の書換えをしたときは、同項の書換申請書の写しを許可事務指導室長及び営業所等管轄署長に送付するものとする。ただし、第9条第2項及び第3項の規定により変更届出書等の写しを送付するときは、この限りでない。

(閲覧等に係る古物商の情報の提供内容の補正)

第13条 署長は、変更届出書の提出を受けた場合において、ホームページ利用取引に係る古物商の変更の届出を受けたときは、当該ホームページ利用取引の変更に係る事項を許可事務指導室長に速報するものとする。

- 2 許可事務指導室長は、前項の規定により速報を受けたときは、速やかに公安委員会のホームページにおいて公開している古物商の情報の提供内容を補正するものとする。

(変更後の規約の受理)

第14条 署長は、規則第6条の規定による古物市場の変更後の規約の提出を受けたときは、速やかに当該変更後の規約の写しを許可事務指導室長に送付するものとする。

- 2 署長は、当該変更後の規約が他の都道府県公安委員会に対して提出されたものである場合は、第1項の規定にかかわらず、当該変更後の規約を許可事務指導室長に送付するとともに、当該変更後の規約の写しを管理するものとする。

(許可証の返納)

第15条 署長は、規則第7条に規定する返納理由書及び返納する許可証の提出を受けたときは、速やかに当該返納理由書及び許可証のそれぞれの写しを許可事務指導室長に送付するものとする。

- 2 署長は、前項の送付をしたときは、速やかに返納を受けた許可証を廃棄処分しなければならない。

(競り売りの届出)

第16条 署長は、規則第8条第1項及び第3項に規定する競り売り届出書の提出を受けたときは、速やかに当該競り売り届出書の写しを許可事務指導室長に送付するものとする。

第17条 削除

第2節 古物競りあっせん業者

(古物競りあっせん業の届出)

第18条 署長は、規則第9条の2第1項に規定する古物競りあっせん業者営業開始届出書(以下単に「古物競りあっせん業者営業開始届出書」という。)の提出を受けたときは、速やかに古物競りあっせん業者営業開始届出書の写しを許可事務指導室長へ送付するものとする。

- 2 許可事務指導室長は、前項の古物競りあっせん業者営業開始届出書の写しの送付を受けたときは、古物競りあっせん業者台帳(別記様式第10号)を2部作成し、1部は当該署長に送付し、他の1部は許可事務指導室において管理するものとする。

(古物競りあっせん業者に係る廃止等の届出の受理)

第19条 署長は、規則第9条の3第2項に規定する廃止届出書又は変更届出書(規則第19条の9第1項に係るものを除く。)の提出を受けたときは、速やかに当該廃止届出書又は変更届出書の写しを許可事務指導室長に送付するものとする。

- 2 許可事務指導室長は、前項の規定により送付を受けた同項の変更届出書が、都道府県公安委員会の管轄区域を異にして営業の本拠となる事務所を変更するものであるときは、変更前の営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、それまでに当該古物競りあっせん業者が提出した書類(以下この条において「関係書類」という。)の写しを提供するように要請するものとする。

- 3 許可事務指導室長は、前項の要請に基づき都道府県公安委員会から関係書類の写しの送付を受けたときは、当該関係書類の写しを新たに当該古物競りあっせん業者の事務所の所在地を管轄する署長に送付するものとする。この場合において、許可事務指導室長は、速やかに当該業者に係る古物競りあっせん業者台帳を2部作成し、1部は当該署長に送付し、他の1部は許可事務指導室において管理するものとする。

- 4 許可事務指導室長は、古物競りあっせん業者営業開始届出書を提出していた者が、営業の本拠となる事務所を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更した場合であって、当該他の都道府県公安委員会から関係書類の送付の要請を受けたときは、速やかに当該関係書類の写しを送付するものとする。

第3章 古物商及び古物市場主の遵守事項等

(行商従業者証等の様式の特例の承認)

第20条 許可事務指導室長は、規程第2条に規定する承認申請書(以下この条において単に「承認申請書」という。)の提出を受けたときは、速やかに必要な調査を実施し、その

結果に基づき規則第12条第1項の承認（以下この条において単に「承認」という。）に係る審査を行い、当該承認申請書及びその添付書類、調査結果その他関係書類に意見を付した書面を添えて生活安全部長に上申するものとする。

- 2 許可事務指導室長は、生活安全部長が承認をしたときは行商従業者証等様式特例承認通知書（別記様式第11号）を、承認をしないときは行商従業者証等様式特例不承認通知書（別記様式第12号）を作成し、承認申請書を提出した団体（次項において「申請団体」という。）に交付するものとする。この場合において、行商従業者証等様式特例不承認通知書を交付するときは、受領書を徴するものとする。
- 3 許可事務指導室長は、第1項の承認に係る調査を申請団体の所在地を管轄する署長に依頼することができる。この場合において、当該調査の依頼を受けた当該署長は、速やかに承認に係る必要な調査を行い、当該調査結果その他関係書類のそれぞれの写しに意見を付した書面を添えて許可事務指導室長に送付するものとする。
- 4 許可事務指導室長は、行商従業者証等様式特例承認通知書を交付したときは、承認申請書及びその添付書類その他関係書類（第1項の調査結果及び意見を付した書面を除く。）のそれぞれの写しを作成し、行商従業者証等様式特例承認台帳として管理するものとする。
（仮設店舗における営業の届出）

第20条の2 署長は、規則第14条の2に規定する仮設店舗営業届出書を受理したときは、速やかに当該仮設店舗営業届出書の写しを許可事務指導室長に送付するものとする。

（帳簿のき損等に係る届出）

第21条 法第18条第2項の規定による帳簿等又は電磁的方法による記録をき損し、若しくは亡失し、又はこれらが滅失したときの届出は、帳簿き損等届出書（別記様式第13号）により求めるものとする。

第4章 古物競りあっせん業者の遵守事項等

（古物競りあっせん業者等に係る認定）

第22条 署長は、規則第19条の4第2項に規定する古物競りあっせん業者認定申請書又は規則第19条の11第2項に規定する外国古物競りあっせん業者認定申請書（以下「認定申請書」と総称する。）の提出を受けたときは、速やかに当該認定申請書及び添付書類のそれぞれの写しを許可事務指導室長へ送付するものとする。

- 2 許可事務指導室長は、前項の書類の写しの送付を受けたときは、速やかに古物競りあっせん業者等認定申請調査書（別記様式第14号）により必要な調査を実施し、その結果に基づき法第21条の5第1項又は法第21条の6第1項の認定（以下単に「認定」という。）

に係る審査を行い、当該審査を行った書類及び意見を付した書面を添えて、生活安全部長に上申するものとする。

- 3 許可事務指導室長は、生活安全部長が認定をしたときは認定通知書（別記様式第15号）を、認定をしないときは不認定通知書（別記様式第16号）を作成し、当該認定申請書の提出を受けた署長に送付するものとする。
- 4 署長は、前項の規定により認定通知書又は不認定通知書の送付を受けたときは、速やかに認定申請書を提出した者に交付するものとする。この場合において、不認定通知書を交付するときは、受領書を徴するものとする。
- 5 許可事務指導室長は、認定を受けた外国古物競りあっせん業者（以下「認定外国古物競りあっせん業者」という。）に係る認定通知書を作成したときは、速やかに当該業者に係る古物競りあっせん業者台帳を2部作成し、1部は当該署長に送付し、他の1部は許可事務指導室において管理するものとする。

（認定古物競りあっせん業者に係る変更の届出）

第23条 署長は、規則第19条の9第1項の規定に係る規則第9条の3第2項に規定する変更届出書又は規則第19条の9第3項に規定する業務実施方法変更届出書の提出を受けたときは、速やかに認定古物競りあっせん業者等変更事項調査書（別記様式第17号。以下この条及び次条において「調査書」という。）により必要な調査を実施し、その結果に基づき規則第19条の9第1項に規定する新たな役員の選任又は同条第2項に規定する規則第19条の4第4項第3号に掲げる書類に記載した事項の変更に係る審査を行い、当該届出書、調査書その他関係書類のそれぞれの写し及び意見を付した書面を添えて、許可事務指導室長を経由して生活安全部長に報告するものとする。

（認定外国古物競りあっせん業者に係る変更等の届出）

第24条 署長は、規則第19条の13第2項に規定する廃止届出書の提出を受けたときは、速やかに当該廃止届出書の写しを許可事務指導室長に送付するものとする。

- 2 署長は、規則第19条の13第2項に規定する変更届出書（以下この条において単に「変更届出書」という。）の提出を受けたときは、次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める調査又は確認を行うものとする。

(1) 規則第19条の11第1項第1号及び第3号に掲げる事項の変更 調査書による当該事項の変更に係る調査

(2) 規則第19条の11第1項第2号及び第4号から第7号までに掲げる事項の変更 当該事項の変更に係る確認及び当該確認に係る調査（署長が必要と認める場合に限る。）

- 3 署長は、前項の調査又は確認の結果に基づき必要な審査を行い、変更届出書の写しに当該調査又は確認に係る書類（同項第1号の調査にあつては調査書、同項第2号の確認にあつては当該確認に係る調査結果（調査を実施した場合に限る。））その他関係書類のそれぞれの写し及び意見を付した書面を添えて許可事務指導室長を経由して生活安全部長に報告するものとする。
- 4 前条の規定は、規則第19条の13第3項に規定する業務実施方法変更届出書の提出を受けた場合における同条第1項第3号に規定する規則第19条の11第4項第4号に掲げる書類に記載した事項の変更の届出に係る審査について準用する。
- 5 許可事務指導室長は、第3項の報告を受けた場合において、当該報告に係る変更届出書が、都道府県公安委員会の管轄区域を異にして連絡担当者（規則第19条の6第9号に規定する連絡担当者をいう。以下同じ。）の住所又は居所を変更するものであるときは、変更前の連絡担当者の住所又は居所を管轄する都道府県公安委員会に、それまでに当該認定外国古物競りあつせん業者が提出した書類（以下この条において「関係書類」という。）の写しを提供するように要請するものとする。
- 6 許可事務指導室長は、前項の要請に基づき都道府県公安委員会から関係書類の写しの送付を受けたときは、当該関係書類の写しを新たに当該認定外国古物競りあつせん業者の連絡担当者の住所又は居所を管轄する署長に送付するものとする。この場合において、許可事務指導室長は、速やかに当該業者に係る古物競りあつせん業者台帳を2部作成し、1部は当該署長に送付し、他の1部は許可事務指導室において管理するものとする。
- 7 許可事務指導室長は、外国古物競りあつせん業者の認定に係る認定申請書を提出していた者が、連絡担当者の住所又は居所を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更した場合において、当該他の都道府県公安委員会から関係書類の送付の要請を受けたときは、速やかに当該関係書類の写しを送付するものとする。

第5章 盗品売買等防止団体

（盗品売買等防止団体に係る承認）

第25条 許可事務指導室長は、規則第22条第2項に規定する盗品売買等防止団体承認申請書（以下この条において「承認申請書」という。）の提出を受けたときは、速やかに必要な調査を行い、その結果に基づき規則第23条の承認（以下この条において単に「承認」という。）に係る審査を行い、承認申請書、当該調査結果その他関係書類に意見を付した書面を添えて生活安全部長に上申するものとする。

- 2 許可事務指導室長は、生活安全部長が承認をしたときは盗品売買等防止団体承認通知書

(別記様式第18号)を、承認をしないときは盗品売買等防止団体不承認通知書(別記様式第19号)を作成し、前項の承認申請書を提出した者に交付するものとする。この場合において、盗品売買等防止団体不承認通知書を交付するときは、受領書を徴するものとする。

3 第20条第3項の規定は、第1項の承認に係る調査の回答業務(規則第21条に規定する回答業務をいう。以下同じ。)の本拠となる事務所の所在地を管轄する署長(以下「事務所所轄署長」という。)への依頼について準用する。

4 許可事務指導室長は、盗品売買等防止団体承認通知書を交付したときは、承認申請書及びその添付書類その他関係書類(第1項の調査結果及び意見を付した書面を除く。)のそれぞれの写しを作成し、盗品売買等防止団体台帳として管理するものとする。

(盗品売買等防止団体に係る名称等の変更の届出)

第26条 許可事務指導室長は、規則第25条第2項に規定する変更届出書又は同条第4項に規定する変更後の事項を記載した書類の提出を受けたときは、速やかに必要な調査を行い、その結果に基づき規則第22条第1項各号に掲げる事項又は同条第3項第1号から第4号までに掲げる書類に記載した事項の変更に係る審査を行い、当該変更届出書又は当該変更後の事項を記載した書類、調査結果その他関係書類のそれぞれの写しに意見を付した書面を添えて生活安全部長に報告するものとする。

2 第20条第3項の規定は、前項の変更に係る調査の事務所所轄署長への依頼について準用する。

3 許可事務指導室長は、第1項の変更届出書が都道府県公安委員会の管轄区域を異にして回答業務の本拠となる事務所の変更に係るものであるときは、変更前の回答業務の本拠となる事務所を管轄する都道府県公安委員会に、それまでに盗品売買等防止団体が提出した書類(以下この条において「関係書類」という。)の写しを提供するように要請するものとする。

4 許可事務指導室長は、前項の関係書類の写しの送付を受けたときは、これを盗品売買等防止団体台帳として管理するものとする。

5 許可事務指導室長は、盗品売買等防止団体が、回答業務の本拠となる事務所を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更した場合において、当該他の都道府県公安委員会から関係書類の送付要請を受けたときは、速やかに当該関係書類の写しを送付するものとする。

(業務規程等の変更に係る公安委員会の認可)

第27条 許可事務指導室長は、規則第25条第5項に規定する業務規程又は情報管理規程(以

下「業務規程等」という。)の変更に係る公安委員会の認可(以下単に「認可」という。)の届出を受けたときは、速やかに認可に係る確認を行い、業務規程等及びその変更内容が分かる書面に当該確認に係る意見を付した書面を添えて生活安全部長に上申するものとする。

- 2 許可事務指導室長は、生活安全部長が認可をしたときは認可通知書(別記様式第20号)を作成し、前項の規定による上申の対象である盗品売買等防止団体に交付するものとし、生活安全部長が認可をしなかったときは認可に係る必要な指導及び助言を行うものとする。

第6章 監督

(資料の提出要求等)

第28条 次の各号に掲げる要求は、それぞれ当該各号に定める要求書により行うものとする。

- (1) 規程第5条の規定による資料の提出の要求 資料提出要求書(別記様式第21号)
- (2) 法第22条第3項又は第4項の規定による報告の要求 報告要求書(別記様式第22号)
- (3) 規則第26条第3項の規定による報告又は資料の提出の要求 報告・資料提出要求書(別記様式第23号)

- 2 生活安全企画課長及び署長(以下「署長等」という。)は、前項第1号及び第3号に掲げる要求により提出を受けた資料が返還を要するものであるときは、預り書(別記様式第24号)を交付しなければならない。

- 3 署長等は、前項の預り書を交付した資料を返還するときは、できる限り速やかに行うよう努めるとともに、当該預り書と引き換えに行わなければならない。

(管理者の解任の勧告)

第29条 署長は、法第13条第4項の規定による管理者(同条第1項に規定する管理者をいう。以下同じ。)の解任を勧告(以下この条において単に「解任勧告」という。)する必要があると認めるときは、あらかじめ管理者解任勧告報告書(別記様式第25号)にその必要性を疎明する資料を添えて、生活安全企画課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。

- 2 署長は、解任勧告をするときは、管理者解任勧告書(別記様式第26号)を交付して行うものとする。この場合においては、受領書を徴するものとする。
- 3 署長は、解任勧告をしたときは、管理者の解任に係る状況を確認し、生活安全企画課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。

(盗品売買等防止団体に係る是正又は改善の勧告)

第30条 生活安全企画課長は、規則第27条の規定による是正又は改善の勧告（以下この条において「是正等勧告」という。）をする必要があると認めるときは、その必要性を疎明する資料に意見を付した書面を添えて生活安全部長に上申するものとする。

2 生活安全企画課長は、生活安全部長が是正等勧告をすることを決定したときは、速やかに是正・改善勧告書（別記様式第27号）を作成し、当該盗品売買等防止団体に交付するものとする。この場合においては、受領書を徴するものとする。

(指示)

第31条 署長は、法第23条の規定による指示を行う必要があると認めるときは、指示処分上申書（別記様式第28号）にその必要性を疎明する資料を添えて、生活安全企画課長を経由して生活安全部長に上申するものとする。

2 生活安全企画課長は、生活安全部長が前項の規定による上申を受けたときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第2項に規定する場合を除き、速やかに聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）第20条に規定する弁明通知書を作成し、当該指示の名あて人となるべき者に通知しなければならない。この場合においては、当該上申に係る署長を経由して行うことができる。

3 生活安全企画課長は、生活安全部長が指示することを決定したときは、速やかに指示書（別記様式第29号）を作成し、当該上申に係る署長に送付するものとする。

4 署長は、前項の規定により指示書の送付を受けたときは、速やかに当該指示の名あて人に交付するものとする。この場合においては、受領書を徴するものとする。

5 署長は、指示書を交付したときは、その後における措置状況を確認し、生活安全企画課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。

(許可の取消し等)

第32条 生活安全企画課長又は署長は、次に掲げる処分（以下「取消等処分」という。）を行う必要があると認めるときは、生活安全警察関係の行政処分の事務取扱いに関する訓令（昭和48年徳島県警察本部訓令第25号。以下「行政処分訓令」という。）第2条に規定する行政処分上申書にその必要性を疎明する資料を添えて、本部長に上申しなければならない。この場合において、署長が上申をするときは、生活安全企画課長を経由して行うものとする。

(1) 法第6条及び法第24条の規定による許可の取消し又は古物営業の停止

- (2) 規程第7条の規定による行商従事者証等の様式の承認の取消し
 - (3) 規則第19条の10第1項の規定による古物競りあっせん業者の認定の取消し
 - (4) 規則第29条第1項の規定による盗品売買等防止団体の承認の取消し
- 2 生活安全企画課長は、本部長が前項の規定による上申を受けたときは、速やかに聴聞規則第8条に規定する聴聞通知書を作成するものとする。
- 3 前項の聴聞通知書は、生活安全企画課長の上申に係るものにあつては当該課長が、署長の上申に係るものにあつては当該署長が当該取消等処分の名あて人となるべき者に通知しなければならない。
- 4 生活安全企画課長は、公安委員会が取消等処分を決定したときは、当該処分の区分に応じて、生活安全警察関係の行政処分に関する規則（昭和48年徳島県公安委員会規則第12号。以下「行政処分規則」という。）第3条に規定する行政処分決定通知書（以下単に「行政処分決定通知書」という。）を作成するものとする。
- 5 第3項の規定は、行政処分決定通知書の交付について準用する。この場合において、行政処分決定通知書を交付するときは、行政処分訓令第3条第2項に規定する請書を徴するものとする。
- 6 生活安全企画課長又は署長は、行政処分決定通知書を交付したときは、その後における措置状況を確認し、生活安全部長に報告するものとする。この場合において、署長が報告をするときは、生活安全企画課長を経由して行うものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、取消等処分については、行政処分規則及び行政処分訓令に定めるところによるものとする。

（法令違反行為の通知）

第32条の2 生活安全企画課長は、徳島県のほか、他の都道府県公安委員会の管轄区域内に営業所等を有する古物商等又はその代理人、使用人その他の従業者が、法第23条又は第24条に規定する指示又は営業の停止等に係る法令の規定に違反したことを認知したときは、当該古物商等の営業所等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の古物営業に係る業務を主管する所属の長に、遅滞なく、その事実を通知するものとする。

- 2 生活安全企画課長は、前項の認知した違反に係る当県における措置が決定したときは、その措置結果を当該所属の長に通知するものとする。

（古物競りあっせん業者等の認定の取消し）

第33条 署長は、規則第19条の10第1項の規定による古物競りあっせん業者又は規則第19条の14第1項の規定による外国古物競りあっせん業者の認定の取消しをする必要がある

と認めるときは、古物競りあっせん業者・外国古物競りあっせん業者認定取消上申書（別記様式第30号）にその必要性を疎明する書類を添えて、生活安全企画課長を經由して本部長に上申しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、公安委員会又は本部長が認定を取り消したときは、認定取消通知書（別記様式第31号）を作成し、当該上申に係る署長に送付するものとする。
- 3 署長は、前項の規定により認定取消通知書の送付を受けたときは、速やかに認定を取り消す認定古物競りあっせん業者又は認定外国古物競りあっせん業者に交付するものとする。この場合においては、受領書を徴するものとする。

（簡易取消し）

第33条の2 署長は、法第6条第2項の規定による許可の取消しを行う必要があると認めるときは、行政処分訓令第2条に規定する行政処分上申書にその必要性を疎明する資料を添え、生活安全企画課長を經由して、本部長に上申しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前項の上申があったときは、所要の措置を実施し、営業所等の所在地を確知できないこと又は古物商等の所在を確知できないことを確認するものとする。
- 3 生活安全企画課長は、法第6条第2項の規定に基づく公告の後に当該古物商等から申出がなく、公安委員会が許可を取り消したときは、別に定めるところにより公告するものとする。

第7章 雑則

（許可証番号簿）

第34条 許可事務指導室長は、許可証の交付に係る許可証番号簿（別記様式第32号）を備え付け、許可の状況等を管理するものとする。

（承認・認定管理番号簿）

第35条 許可事務指導室長は、次に掲げる承認又は認定に係る管理番号簿（別記様式第33号）をそれぞれを備え付け、その状況を管理するものとする。

- (1) 行商従業者証等の様式の特例の承認
- (2) 古物競りあっせん業者の認定
- (3) 外国古物競りあっせん業者の認定
- (4) 盗品売買等防止団体の承認

（台帳の整備）

第36条 許可事務指導室長及び署長が管理する次に掲げる台帳の記載事項の変更があったときその他台帳に必要事項を記載する必要があると認めるときは、その都度、必要な整備

を行うものとする。

- (1) 行商従業者証等様式特例承認台帳
- (2) 古物競りあっせん業者台帳
- (3) 盗品売買等防止団体台帳
(送致事件等の報告)

第37条 署長は、古物営業法違反被疑事件を送致（送付を含む。）したとき、又は古物商等に係る盗品等に関する事件その他の事件を検挙したときは、速やかにその状況を、古物営業関係法令違反検挙報告書（別記様式第34号）により生活安全企画課長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成20年7月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の古物営業法の事務取扱いに関する訓令（以下「旧訓令」という。）第3条第2項の規定により作成された古物商正許可台帳及び古物市場主正許可台帳、同条第3項の規定により作成された古物商副許可台帳及び古物市場主副許可台帳は、それぞれ第7条の規定により作成された古物商許可台帳、古物市場主許可台帳、管内営業所台帳及び管内古物市場営業所台帳とみなす。

附 則（平成21年2月26日本部訓令第4号）抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成22年10月8日本部訓令第16号）

- 1 この訓令は、平成22年10月15日から施行する。

- 2 改正後の古物営業法の事務取扱いに関する訓令の様式に相当する改正前の古物営業法の事務取扱いに関する訓令に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成28年5月20日本部訓令第18号）

この訓令は、平成28年5月20日から施行する。

附 則（平成28年3月31日本部訓令第13号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月23日本部訓令第19号）

この訓令は、平成30年10月24日から施行する。

附 則（令和元年7月1日本部訓令第3号）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年12月12日本部訓令第14号）

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和2年3月31日本部訓令第11号）

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の古物営業法の事務取扱いに関する訓令の様式に相当する改正前の古物営業法の事務取扱いに関する訓令に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（令和2年12月24日本部訓令第29号）

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和2年12月23日本部訓令第31号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令の施行の際に現にこの訓令による改正前の訓令の規定に基づいて提出されている書面は、改正後の訓令の規定に基づいて提出された書面とみなす。
- 3 この訓令による改正前の訓令に規定する様式による書面については、この訓令による改正後の訓令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合において、改正後の様式において押印が省略されているものについては、改正前の様式においても同様とする。

附 則（令和3年3月30日本部訓令第14号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和3年3月30日から施行する。ただし、第31条の改正規定は令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令の施行の際に現にこの訓令による改正前の訓令の規定に基づいて提出されている書面は、改正後の訓令の規定に基づいて提出された書面とみなす。
- 3 この訓令による改正前の訓令に規定する様式による書面については、この訓令による改正後の訓令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

この場合において、改正後の様式において押印が省略されているものについては、改正前の様式においても同様とする。

附 則（令和6年3月28日本部訓令第19号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の事務取扱いに関する訓令、古物営業法の手続取扱いに関する訓令、質屋営業法の手続取扱いに関する訓令、警備業法の手続取扱いに関する訓令、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の手続取扱いに関する訓令及び探偵業の業務の適正化に関する法律の手続取扱いに関する訓令（以下「旧訓令」という。）の規定に基づいて提出されている書面は、改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の事務取扱いに関する訓令、古物営業法の手続取扱いに関する訓令、質屋営業法の手続取扱いに関する訓令、警備業法の手続取扱いに関する訓令、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の手続取扱いに関する訓令及び探偵業の業務の適正化に関する法律の手続取扱いに関する訓令（以下「新訓令」という。）の規定に基づいて提出された書面とみなす。
- 3 この訓令の施行の際現に旧訓令の規定により作成された台帳は、新訓令の規定に基づき作成されたものとみなす。
- 4 旧訓令に基づく様式は、改正後、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和7年3月25日本部訓令第15号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

※別記様式省略